

医療勤務環境改善事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、病院の管理者が医師、看護師等の医療従事者等の協力の下に一連の過程を定めて継続的に行う自主的な勤務環境を改善する活動を促進するため、医療勤務環境改善事業を行う事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「医療勤務環境改善事業」とは、ふじのくに医療勤務環境改善支援センターの支援を受けて医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針（平成26年9月26日付け厚生労働省告示第376号。以下「指針」という。）に基づく勤務環境の改善に関する計画（以下「改善計画」という。）を策定し、改善計画に定めた事項を適切かつ継続的に実施する事業をいう。
- (2) この要綱において「事業者」とは、県内の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項）に規定する病院（静岡県立静岡がんセンター、静岡県立総合病院、静岡県立こころの医療センター及び静岡県立こども病院を除く。）の開設者をいう。

第3 補助の対象等

- (1) 補助の対象及び補助率（額）は、次の表に掲げるとおりとする。

補助の対象		補助率（額）
補助対象経費	補助基準額	
医療勤務環境改善事業に要する次に掲げる経費（ただし、指針第8条第2項第2号に係るものを除く。） (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費 (4) 役務費 (5) 使用料及び賃借料 (6) 委託料 (7) 備品購入費 (8) 負担金	1病院あたり6,000,000円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）とする。

- (2) 一の事業者に対する交付は、1病院当たり通算して2回を限度とする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 経費所要額調（様式第3号）
 - エ 収支予算書（様式第4号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとするとき（ただし、軽微な変更を除く。）
 - イ 補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合で、事業費の額の20パーセントを超える変更をしようとするとき。
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号に定められている耐用年数等に相当する期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた年度）終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第5号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更経費所要額調（様式第3号）
- エ 変更収支予算書（様式第4号）

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第6号）
- イ 事業実績書（様式第2号）
- ウ 経費所要額精算書（様式第3号）
- エ 収支決算書（様式第4号）
- オ 改善計画
- カ その他知事が別に定める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して10日を経過した日（第5の(1)のイにより補助事業の中止又は廃止の承認を

受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して10日を経過した日)又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第7号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合(消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む)には、その金額((1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第8号)により別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和4年度分の補助金から適用する。